

発議第3号

市川岳人伊賀市議会議長に対する問責決議について

下記の決議を、伊賀市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年6月28日提出

提出者 伊賀市議会議員

山下 典子

濱瀬 達雄

桃井 弘子

記

## 市川岳人伊賀市議会議長に対する問責決議

去る、令和3年6月定例会一般質問3日目の濱瀬達雄議員の発言に対し、休憩中に議長及び事務局長より「不穏当な発言があったため取り消すように」と半ば強制的に謝罪文を書いた用紙を手渡され、議会再開の冒頭で濱瀬議員が不本意ながら発言の取り消しを行った。

散会後に行われた議会運営委員会において、委員全員が「濱瀬議員の発言は不穏当ではなかった」との結論に至ったにも関わらず、議長から濱瀬議員に対しての公式な謝罪が未だなされないままである。

これらの事実は、伊賀市議会基本条例前文及び、第3条に挙げる議会の「公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。」から大きく逸脱するものである。

また、日本国憲法の定める基本的人権を著しく侵害し、個人の名誉と信頼を失墜させたものである。

さらに、強制的に謝罪文を読ませる行為や、直ちに議会運営委員会を開かなかつた行為は、議長の職権を明らかに乱用したものと見える。

よって、圧倒的多数で議長に就任し、三重県市議会議長会の会長まで務め、まだ先の永い職責を全うしていただくためにも、市川岳人議長に対し、一刻も早い議会への市民の信頼の回復、更に濱瀬議員の名誉と信頼の回復並びに、公正・公平な議会運営を強く求め、猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

令和3年6月28日

三重県伊賀市議会